

平成23年度稲敷市農業委員会第4回総会

[4月25日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について
日程 3 報告第2号 制限除外の農地の異動届出について
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 5 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 6 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
-

出席委員

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 1番 | 井戸賀 | 吉男君 | 18番 | 宮本 | 善助君 |
| 2番 | 沖野谷 | 秀雄君 | 19番 | 村山 | 文雄君 |
| 3番 | 飯塚 | 幸一君 | 20番 | 坂本 | 一雄君 |
| 4番 | 千勝 | 忠君 | 21番 | 山田 | 重一君 |
| 5番 | 保科 | 進君 | 22番 | 秋本 | 精一君 |
| 6番 | 川島 | 昇君 | 23番 | 横田 | 裕康君 |
| 7番 | 高須 | 一郎君 | 24番 | 加納 | 昭君 |
| 8番 | 篠崎 | 惣壽君 | 25番 | 松本 | 文雄君 |
| 9番 | 栗山 | 文雄君 | 26番 | 沼崎 | 享君 |
| 11番 | 吉岡 | 一仁君 | 27番 | 濱田 | 孟君 |
| 12番 | 横田 | 梯次君 | 28番 | 青宿 | 昌夫君 |
| 13番 | 内埜 | 新也君 | 29番 | 鈴木 | 重義君 |
| 14番 | 野口 | 隆雄君 | 30番 | 黒田 | 久良之進君 |
| 15番 | 篠崎 | 文夫君 | 31番 | 高城 | 貞雄君 |
| 16番 | 古澤 | 真和君 | 32番 | 根本 | 卓明君 |
| 17番 | 澤邊 | 雅之君 | | | |
-

欠 席 委 員

10番 濱 田 昭 一 君

出 席 説 明 員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓
農業委員会事務局長係長	井戸賀 輝 行
農業委員会事務局主査	高 橋 渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 3月30日（金） 茨城県農業会議第366回常任議員会議
於 水戸市「フェリヴェールサンシャイン」
出席者 加納会長
農業会議第143回定例総会
出席者 加納会長、内田事務局長
茨城県農政活動推進本部第88回代議員総会
出席者 加納会長、内田事務局長
- 4月18日（月） 茨城県農業会議常任議員会議
於 水戸市「市町村会館」
出席者 加納会長
農業委員会郡協議会会長・事務局長会議
於 水戸市「市町村会館」
出席者 加納会長、永長事務局長補佐
- 4月25日（月） 運営委員会第2回災害対策会議
於 稲敷市「東庁舎」
出席者 運営委員12名、事務局（内田局長、永長補佐）
-

午後3時5分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成23年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名、欠席委員は10番濱田委員の1名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 20 番坂本委員、21 番山田委員、両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、押砂字中ノほか3地区、田15筆、畑1筆、計16筆、27,616平方メートルについてでございますが、平成22年2月26日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、沼田字下沼田ほか2地区、田2筆、畑6筆、計8筆、4,407平方メートルについてでございますが、平成17年7月2日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2ページをお開き願います。

受理番号3番、結佐字流作ほか1地区、田13筆、畑1筆、計14筆、11,634平方メートルについてでございますが、平成22年7月30日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、駒塚字堀合ほか7地区、田5筆、畑5筆、計10筆、8,577平方メートルについてでございますが、平成22年12月21日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号5番、結佐字流作ほか2地区、田14筆、畑3筆、計17筆、12,996平方メートルについてでございますが、平成23年1月18日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号6番、市崎字後田、田1筆、畑1筆、計2筆、1,359平方メートルについてでございますが、平成4年9月26日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上です。よろしく、ご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 4ページをお開き願います。報告第2号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、四箇字酒井久保、畑1筆、113平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う、携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当しますので、問題はないものであります。

受理番号2番から29番につきましては、稲敷土地改良事務所が行う事業の道水路用地とするものでございます。

受理番号2番、狸穴字道下、田1筆、158平方メートル。

受理番号3番、角崎字丑内、田1筆、578平方メートル。

受理番号4番、角崎字丑内、田1筆、532平方メートル。

受理番号5番、市崎字半田、畑1筆、190平方メートル。

受理番号6番、中山字中山、田2筆、計994平方メートル。

受理番号7番、松山字辻の下、田1筆、208平方メートル。

受理番号8番、村田字中央西、田1筆、42平方メートル。

受理番号9番、松山字辺田下、田1筆、209平方メートル。

5ページをお開き願います。

受理番号10番、松山字馬場下、田1筆、231平方メートル。

受理番号11番、村田字中央、田1筆、148平方メートル。

受理番号 12 番、村田字棧場通り、田 1 筆、42 平方メートル。

受理番号 13 番、村田字中央東、田 1 筆、55 平方メートル。

受理番号 14 番、村田字棧場通り、田 2 筆、計 160 平方メートル。

受理番号 15 番、江戸崎字中田、田 1 筆、1 平方メートル。

受理番号 16 番、松山字辻の下、田 1 筆、206 平方メートル。

受理番号 17 番、村田字中央、田 1 筆、85 平方メートル

6 ページをお開き願います。

受理番号 18 番、江戸崎字中谷原ほか 1 地区、田 2 筆、計 108 平方メートル。

受理番号 19 番、松山字柳町、田 1 筆、174 平方メートル。

受理番号 20 番、村田字中央東、田 1 筆、226 平方メートル。

受理番号 21 番、松山字馬場下、田 1 筆、239 平方メートル。

受理番号 22 番、村田字中央、田 1 筆、10 平方メートル。

受理番号 23 番、村田字棧場通り、田 2 筆、計 231 平方メートル。

受理番号 24 番、江戸崎字中田、田 1 筆、4 平方メートル。

受理番号 25 番、市崎字半田、畑 1 筆、199 平方メートル

7 ページをお開き願います。

受理番号 26 番、村田字棧場通り、田 2 筆、計 229 平方メートル。

受理番号 27 番、江戸崎字中田、田 1 筆、11 平方メートル。

受理番号 28 番、佐原下手字下手、田 1 筆、123 平方メートル。

受理番号 29 番、佐原下手字下手、田 2 筆、計 638 平方メートル。

以上でございますが、経営体育成基盤整備事業大宿君賀地区及びかんがい排水事業横利根地区の道水路用地、田 27 筆、合計で 3,393 平方メートル。それと基幹農道整備事業・板橋伊佐津 3 期地区の道路敷用地、田 5 筆、計 2,264 平方メートル。それと県営農村振興総合整備事業・稲敷東部地区の道路敷用地、畑 2 筆、390 平方メートル。

以上、田 32 筆、5,657 平方メートル、畑 2 筆、390 平方メートル、全体で 34 筆、6,047 平方メートルでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第 53 条第 4 号に該当しますので、問題はないものであります。

以上です。よろしく、ご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8 ページをお開き願います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買による所有権移転 2 件、贈与による所有権移転 1 件の計 3 件でございます。

受理番号 1 番、南太田字南、田 1 筆 2,318 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 2 番、浮島字関谷、田 1 筆、991 平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者に農地を売却するものであります。受人は耕作地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 3 番、柴崎字上吉山、田 2 筆、計 2,957 平方メートルについてでございますが、渡人は経営移譲をした農地を後継者に贈与するものであります。受人は父親より、耕作地を受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第 1 号の受理番号 1 番から 3 番の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号 1 番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号 1 番について、事務局より調査報告をいたします。

2 月 16 日に、農林振興公社と事務局で、受人と河内町役場において面談をいたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者で農業経営面積は河内町及び稲敷市に計 300 アール、農作業従事日数は 200 日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況であります。トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 受理番号 2 番を濱田委員より報告をお願いします。

○27 番（濱田 孟君） 27 番濱田です。受理番号 2 番について報告いたします。

4 月 20 日に、渡人と受人に確認をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は 480 アール、農業従事日数は 250 日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番を篠崎委員より報告願います。

○15番（篠崎文夫君） 15番篠崎です。受理番号3番について報告いたします。

4月22日に、渡人、受人に確認をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は159アール、農業従事日数は60日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 9ページをお開き願います。議案第2号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、浮島字原、畑1筆、300平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明の交付でございます。

昭和55年頃、木造平家一部二階建の住宅150平方メートル1棟が建築され、31年が経過しています。添付書類として評価証明書と始末書が添付されております。4月21日、調査委員と事務局で申請内容の調査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の報告をお願いいたします。受理番号1番を濱田委員、お願いいたします。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。

受理番号1番について、4月21日に山田委員、高須委員と事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり、間違いなく宅地として利用されており、国土地理院の写真等をもって確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認いたしました。問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めまます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めまます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決まます。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願いまます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めまます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、10ページをお開き願いまます。議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、再設定9件、27筆、面積が6万4,535平方メートル、新規設定9件、56筆、6万8,210平方メートル、合わせまして18件、83筆、13万2,745平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、南太田字上、田1筆、981平方メートル、受理番号2番、南太田字上、田1筆、2,329平方メートル、受理番号3番、戊渡字中ほか1地区、田2筆、計4,716平方メートル、受理番号4番、伊崎字伊崎ほか1地区、田4筆、計3万1,857平方メートル、受理番号5番、南太田字上、田1筆、1,014平方メートルの5件についてでございますが、いずれも、再設定で、利用目的が稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米145kgです。設定を受ける者は、農事

組合法人で耕作面積が 4,186 アールです。年間農業従事日数ですが、議決権を持つ 3 名が年間平均で約 285 日、雇用者が 7 名いらっしゃいまして、年間平均 100 日程度となっています。

受理番号 6 番、上根本字川向、田 1 筆、1,450 平方メートル。次の 11 ページをご覧ください、受理番号 7 番、上根本字新堤ほか 1 地区、田 9 筆、計 1 万 3,508 平方メートル。この 2 件についてでございますが、どちらも再設定で、利用目的、稲、期間 10 年、小作料 10 アール当たり玄米 2.5 俵です。設定を受ける者は、水稻を作付する農家で経営面積は 210 アールです。年間 100 日程度農業に従事しています。

受理番号 8 番、橋向字橋向ほか 1 地区、田 6 筆、計 6,675 平方メートル、受理番号 9 番、橋向字立野、田 2 筆、計 2,005 平方メートルの 2 件についてでございますが、いずれも再設定で、利用目的は稲、期間が 3 年、小作料 10 アール当たり現金 3 万 5 千円です。設定を受ける者は、水稻、大豆、麦等を作付する認定農業者で、経営面積は 380 アール、農作業従事日数は 200 日です。

続きまして、12 ページをお開きください。

受理番号 10 番、佐原組新田字高丸ほか 8 地区、田 23 筆、計 1 万 9,587 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間 6 年、小作料は、10 アール当たり玄米 1.5 俵です。設定を受ける者は、水稻や野菜を作付・販売する農業法人で、経営面積は 3,345 アール、6 名がそれぞれ年間 250 日程度農業に従事しています。

受理番号 11 番、太田字蒲沼、田 1 筆、2,392 平方メートル、続いて 13 ページの受理番号 12 番、太田字小谷原、田 1 筆、5,226 平方メートル、受理番号 13 番、太田字上笹前、田 2 筆、1,290 平方メートルの 3 件についてでございますが、こちらは新規設定で、利用目的は稲、期間が 6 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2 俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する農家で、経営面積 269 アールです。

受理番号 14 番、八筋川字ト杭、田 7 筆、計 5,122 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間 5 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2.5 俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積 863 アール、年間農業従事日数 300 日です。

受理番号 15 番、佐原組新田字高丸、田 1 筆、1,467 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間 6 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2.5 俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積 2,583 アール、年間農業従事日数 300 日です。

受理番号 16 番、本新、田 1 筆、1 万 1,731 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間は 10 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2.5 俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付けする認定農業者で、経営面積が 1,427 アール、年間農業従事日数 200 日でございます。

受理番号 17 番、本新、田 1 筆、1 万 4,707 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間は 5 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2 俵でございます。設定を受ける方は、16 番と同一の方ですが、条件が多少異なっております。

14 ページをお開き願います。

受理番号 18 番、柴崎字寄居ほか 1 地区、田 19 筆、計 6,688 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間 6 年、小作料は、10 アール当たり玄米 2 俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付けする認定農業者で、経営面積 470 アール、年間農業従事日数 200 日です。

以上、受理番号 1 番から 18 番までいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成 23 年 4 月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3 時 36 分閉会

稲敷市農業委員会規則第 12 条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

20 番委員 坂 本 一 雄 ㊟

21 番委員 山 田 重 一 ㊟